

別紙 2

補助具

1. 車いす

1.1 いかなる種類の車いすの使用も、「車いす」という用語の原則や意味の許容範囲を満たし、地面に接している車輪が4つを越えない限りおいて認められる。

1.1.1 車いすのいかなる部分も、行射の際にボウアームを支えていないこと。

1.1.2 車いす選手の場合は、骨盤より上の体幹の側面を支えることで選手が車いすで横転するのを防止すると定義される側面サポートはいかなるものも使用が認められる。

1.1.2.1 側面サポートは、胸郭を胸骨基部と第7胸椎の棘突起（背中の中央部）の中間点として測定した時の幅の半分より前方に突出してはならない。

（図19参照：車いす側面サポートの計測）

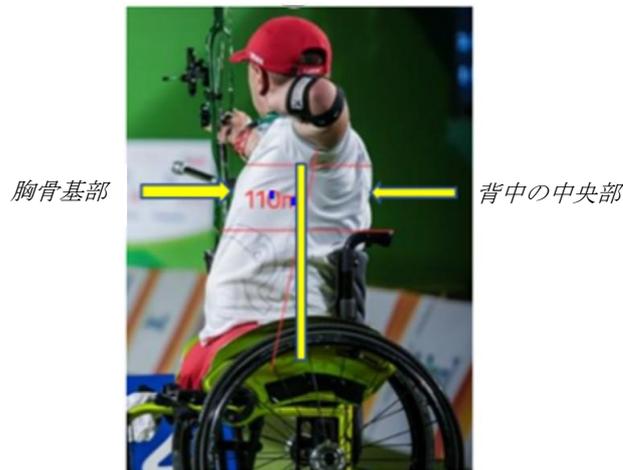


図19：車いす側面サポートの計測

1.1.3 車いすの背面および側面サポートのパーツは全て、射撃の距離に関わらず、行射の際に選手の手腕の下から少なくとも110mm下の位置にあること。肩の高さが均等ではない／巻き肩の場合（脊柱側弯症など）、その距離は低い方の肩から測定する。（図20参照：脇からの最小距離 110mm）



図20：脇からの最小距離 110mm

1.1.3.1 競技クラスW1の選手の場合、医学的理由により車いすの背もたれの高さが脇の下から110mmよりも上の位置にある場合、クラシファイアより上げ底が認められることがある。その際は選手のクラス分けカードにその旨が記載される。

1.1.3.2 車いすの背面に装着されたプッシュハンドルは車いすの一部とみなされ、この測定基準を満たしていなければならない。さもなくば、除去しなくてはならない。

1.1.3.3 車椅子の背面に直接装着されていないプッシュハンドルは、本ルール目的では車いすの一部とみなされない。

(図21参照：車いすの背面に直接装着されていないプッシュハンドル)



図21：車いすの背面に直接装着されていないプッシュハンドル

1.1.4 車いすの全長は1.25mを越えないものとする。

1.1.5 走行防止装置は使用可。

1.1.6 転倒防止装置は地面と接触していない限り使用可。

1.1.7 選手の足または車いすのフットレストは、いずれも行射の際に地面と接していないこと。

2. ストラップ

2.1 いずれの競技クラスでも、ストラップは医療上または安全上の理由でのみ使用され、パフォーマンス強化の目的での使用は認められない。

2.2 W1の選手は、クラス分けカードにストラップの使用が認められている場合、身体の安定性維持の目的であればストラップをいくつ使用してもよい。ただし、行射の際にボウアームを支えていないことが条件となる。

2.3 W1の選手は、医学上必要で、かつクラシファイアから承認を受けている場合、ソフトタイプのコルセット型ボディサポーターおよび/またはチェストストラップ、またはその両方を組みあわせて使用することができる。

2.4 W2の選手は、クラス分けカードにストラップの使用が認められている場合、いずれの箇所も幅が5cmを超えないストラップを1本だけ、胸部に水平に1周だけ巻くことが認められる。ただし、座った時に110mmの高さ制限ないに収まっていなければならない。

2.5 一部の選手は、国際クラス分けカードに記載されているように脚のストラップが認められる。その場合、幅は5cmに制限される。レッグストラップは安全上の理由で使用することが可能であり、足首、両膝および/または腿の中央に巻くことができる。

2.6 医学上の理由や医療専門家の処方により、ハードタイプまたはソフトタイプのコルセット型サポーターが短時間必要だと判断された場合、特定の時間内に限り、クラシファイアより一時的な使用が認められる。W2の選手は、コルセットとストラップを併用することはできない。

2.6.1 使用できる制限時間は、クラス分けフォームの再評価指定日時と合わせて指定しなくてはならず、クラス分けパネルが判断しなくてはならない。一時的使用の理由は、クラス分けカードのコメント欄に明記すること。

3. スツール

3.1 下肢に少なくとも38ポイントの障がいがある立位クラスの選手には、スツールの使用が認められる。

3.2 スツールにはいかなる類の背もたれがあってはならない。

3.3 スツールは、選手と用具を含め、シューティングラインで選手に認められた幅を越えないこと（パラアーチェリー大会で認められている幅は1.25m）。

3.4 クラス分けパネルは、立位時のバランスが不安定な場合は、安全上の理由から障がい38ポイント以下の選手にスツールの使用を許可する場合がある。スツールの使用許可の理由は、クラス分けカードのコメント欄には必ず明記しなくてはならない。

4. リリースエイド装置

4.1 クラシファイアは選手の機能障がいに基づき、規格内のリリースエイドを使用して選手をアシストする簡易装置の使用を承認する場合がある（シンプルなハーネス装置など）。

- 4.2 リリースエイド装置には、側面サポートやハードタイプのコルセットのような機能を持たせてはならない。
- 4.3 リリースエイドについては世界アーチェリー連盟規則（ルールブック第3巻、[第11章 選手用具](#)）で規定され、必ず大会の審判から承認を受けなくてはならない。
- 4.4 マウスタブは、ストリングに固定されている場合に限り使用が認められる。

5. ボウバンデージ

- 5.1 ボウアームに障がいのある選手は、クラシファイアが適格であると判断したボウバンデージを使ってボウグリップを手に固定することが認められる。ボウバンデージとは、矢を放つ際に弓の動きを妨げず、弓の握りをサポートするあらゆる形状のソフトタイプのストラップをいう。

6. ボウアームエイド

- 6.1 弓を握ることができない選手は、人工補助用具や義肢を使って弓を握ることが認められる。これら補助具は、矢を放つときに弓の動きを妨げず、完全に固定されていない、または着脱可能である限り、弓に装着することができる。
- 6.2 いかなる状況でも電動式または電子制御式のもの認められない。

7. ボウアームガード

- 7.1 ボウアームに障がいのある選手は、選手の機能的障がいに基ついてクラシファイアが適格であると判断したエルボーガードおよび／またはリストガードを使用することができる。クラス分けカードには、必ずこの旨を明記しなくてはならない。

8. ストリングアームリストガード

- 8.1 ストリングアームに障がいのある選手は、選手の機能的障がいに基ついてクラシファイアが適格であると判断したリストガードの使用、またはリストガードとリリースエイドの併用が認められる。

9. ブロックまたはウェッジ

- 9.1 [第11.1.10.1条](#)にしたがって、ブロックまたはウェッジの使用に許可は必要ではない。
「足または足の一部を持ち上げる装置は、靴に装着する・しないを問わず使用が認められる。ただし、シューティングラインにいる他の選手の妨げにならないこと、地面に接地していること、靴の底面からはみ出す部分が2cmを越えないことが条件となる。」

10. アシスタント

- 10.1 上肢に重度の障がいがあり、矢を安全に、または効果的に装着することができない、もしくはボウサイトの調整ができないW1またはSTクラスの選手は、クラス分けパネルの承認のもと、この目的に限りアシスタントの起用が認められる。
- 10.2 アシスタントは他の選手の妨げになってはならない。また、必ず選手と同じユニフォームと同じゼッケン番号を着用しなければならない。アシスタントの起用が承認された場合、アシスタントは予選ラウンドと本選の両方でサポートすること。

11. 視覚障がい用の補助具

- 11.1 補助具として使用が認められているのは、世界アーチェリー連盟のクラシファイアが承認し、世界アーチェリー連盟のターゲットルールブック第3巻 [第21章12「視覚障がいの選手」](#) で定められているアイシェード、触知照準器およびスポッター、またはコーチ1名とする。